

令和4年度熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本市子育て支援優良企業認定事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に定める熊本市子育て支援優良企業認定事業の実施において必要な事項を定め、事業の適正な実施を目的とする。

(最低点数)

第2条 実施要綱第6条第1項第2号に規定する別に定める点数は、過去の実績を勘案し、以下のとおりとする。

企業規模	最低点数
小企業	82点
中企業	84点
大企業	94点

(認定)

第3条 実施要綱第11条に規定する認定等に関して必要な事項として、認定を受ける企業は、令和3年の育児・介護休業法改正に伴う就業規則等の対応を令和4年9月30日までに行わなければならない。

附 則

この要領は、令和4年8月10日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。